

前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務 仕様書

1 業務名

前橋市こども基本条例啓発用動画制作業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

前橋市朝日町三丁目36番17号 前橋市保健センター内ほか受託者事業所等

4 目的

いじめ、虐待、不登校、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く環境は憂慮すべき状況にある。一方、日本のこどもは諸外国と比較して、自己肯定感や自己有用感などの自尊感情が低い傾向にあることが知られている。これらに対し、本市では、包括的な解決策として、こどもが権利の主体であることを再認識した上で、こどもの権利を保障する取組の推進が必要であると考え、その基盤とするため前橋市こども基本条例（以下「条例」という。）を制定した。

本業務は、条例及びこどもの権利について、主にこどもの理解促進を図るとともに、こどもの意見表明及び社会参加の重要性に対する理解を深め、その主体的な行動及び社会参加を促進することを目的として動画を制作するもの。

5 業務内容

（1）制作物

次の内容を基本として動画を制作すること。

ア 動画を視聴する対象

18歳未満のこども

イ 動画の内容

- ・視聴する対象に対して、こどもの意見表明や社会参加を促進し、主体性や自主性を育む内容とすること。また、それらを保障するために条例が制定されたことが伝わる内容とすること。
- ・条例及びこどもの権利について、対象のこどもが理解しやすく、自分事として考えられる内容とすること。
- ・単なる説明に留まらず考える余地を残すなど、学校の教材として適当な内容とすること。

ウ 想定する動画の使用用途

小学校及び中学校の道徳の授業等における教材としての使用を主な用途とする。併せて、本市の公式 SNS による配信等も行う。

エ 動画の本数

2 本以上とする。

なお、小学校高学年向け及び中学生向けの動画をそれぞれ 1 本ずつ作成すること。

オ 動画の時間

1 本あたり概ね 3 分程度を基本とする。

ただし、本業務の目的達成にあたり、より効果的である場合は、発注者と協議の上変更することができる。

カ 動画の形式

- ・ MP4 形式
- ・ フル HD (1920×1080) 以上
- ・ アスペクト比 16:9
- ・ 日本語字幕付き

キ 表現の手法

動画は二次元表現によるものとし、実写映像は認めない。

表現手法（アニメーション、イラストモーション、モーショングラフィックス、マンガ形式、デジタル絵本形式その他これらに類する手法）は提案によるものとする。

（２）業務の実施

受託者は、企画提案内容を基本として本業務の実施計画を作成するものとし、具体的な動画の内容、構成、台本、絵コンテ等については発注者と協議の上、決定すること。また、各工程において発注者と十分協議しながら業務を進めること。

本業務の実施にあたっては、条例の趣旨を踏まえ、企画又は制作過程において、子どもの意見表明や社会参加の機会を取り入れることとし、その具体的な手法については受託者から提案すること。

業務には次の内容を含むものとする。

ア 企画立案

- ・ 動画コンセプトの策定
- ・ ストーリー及び構成案の作成
- ・ ターゲットに対する訴求方法の検討
- ・ 動画全体の演出及び表現方法の検討

イ 台本及び絵コンテの作成

- ・ シナリオ作成
- ・ ナレーション原稿作成
- ・ セリフ及びテロップ案作成
- ・ 絵コンテ作成

ウ 素材制作

- ・ 動画制作に必要なデザイン、イラスト、図表、背景、アイコンその他素材の制作

なお、デザイン、イラスト、映像、音声その他成果物を構成する素材の制作に当たり、生成 AI により作成された素材を使用してはならない。

エ 動画制作

- ・映像制作及び編集
- ・アニメーション又はその他の表現素材の制作
- ・ナレーション及び音声収録
- ・BGM 及び効果音の編集
- ・字幕作成

なお、動画は、こどもが理解しやすく、興味関心を持てるものとし、音声及び映像は視認性及び視聴性に配慮し、適切に編集及び調整を行うこと。

オ 修正対応

各工程において発注者の確認を受けながら業務を進めるものとし、発注者との協議に基づく必要な修正を行うこと。なお、本業務の目的達成のために必要な修正に係る費用は契約金額に含むものとする。

※具体的な動画の内容、構成、台本、絵コンテ等については発注者と協議を行う他、発注者の求めがあった場合は、庁内会議での協議に参加し説明を行うこと。その際、会議の運営、議事録作成等は発注者が行う。

(3) 成果物

受託者は、次の成果物を最低限納品すること。

成果物は、1 つの USB メモリに格納して納品することとし、動画ごとにフォルダーを分けて整理の上納品すること。また、成果物の納品にあたっては、納品前に必ずウイルスチェックを実行しウイルス等がないことを確認すること。

ア 動画データ

- ・完成動画データ一式

イ 制作データ

- ・台本データ
- ・字幕データ
- ・素材データ（イラスト、デザイン、図表等）
- ・使用素材一覧
- ・使用素材（音源、画像、フォント、イラストその他の素材）の権利処理状況が分かる資料

6 著作権等

- ・本業務により制作された成果物（制作過程で作成された素材、動画、音声、編集データその他一切の成果物を含む。）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物の納品及び検査合格をもって発注者に無償で譲渡されるものとする。
- ・受託者は、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

- ・受託者は、使用する素材等について必要な権利処理を行い、権利侵害が生じないよう対応すること。
- ・発注者は、成果物及び成果物を構成する素材について、動画、印刷物、ウェブサイト、SNS その他の広報媒体において、複製、改変、編集その他必要な方法により利用できるものとする。
- ・権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7 秘密保持等

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、発注者の承認なしに他に漏らしはならない。また、本業務が終了又は解除された後においても同様とする。

8 その他

- ・業務の遂行にあたり、仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、また、その他特に必要がある場合は、事前に担当者と協議し、決定・解決すること。
- ・本仕様に記載されない事項については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・契約金額には、本業務の履行に関する一切の付帯経費を含むものとする。
- ・本業務の全部を外部委託してはならない。